

営業所の専任技術者と主任技術者（監理技術者）の取扱いについて

1. 営業所の専任技術者とは、一般建設業については建設業法第7条第2項に、特定建設業については建設業法第15条第2号において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任の技術者を置かなければならないこととされている。
「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート（工法の検討、発注者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤していることが原則となっている。
2. 主任技術者（監理技術者）の専任が必要な工事とは、建設業法第26条第3項では、公共性のある工作物に関する重要な工事について、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、工事一件の請負代金の額が**4,500万円**（建築一式工事は**9,000万円**）以上の工事にあつては、請負、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている。
3. 営業所の専任技術者と主任技術者（監理技術者）の取扱いについて、「専任」とは、原則として他の業務との兼務を認めないことを意味し、「営業所の専任技術者」は専任を要する工事の「主任技術者」又は「監理技術者」との兼務は出来ない。
ただし、次の全ての条件を満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない（公共的な工事であれば**4,500万円**（建築一式工事は**9,000万円**）未満の工事）主任技術者（監理技術者）を兼ねることができる。
 - ① 当該営業所において請負金額が締結された建設工事であること。
 - ② 工事現場及び営業所がともに日高川町内にあり、当該営業所との間で常時連絡を取ることができる体制にあるものであること。
 - ③ 所属建設業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

以上により、「営業所の専任技術者と工事現場が日高川町内にある町内の営業所で契約された請負金額が**4,500万円**（建築一式工事は**9,000万円**）未満の工事の主任技術者又は監理技術者は兼務することが出来る」こととなる。

特に、**4,500万円**（建築一式工事は**9,000万円**）以上の工事においては、営業所の専任技術者が、当該工事の主任技術者又は監理技術者になることは建設業法の違反となり、監督行政庁による建設業法に基づく監督処分や本町による指名停止措置の対象となる場合がある。